

薄く、どちらかと言えば、国内の犯罪取締りが中心になっているかのようである。法務省の説明はあまりにも国内事犯に重きが置かれ、国内に「共謀罪」を導入すること自体が中心であると捕らえられよう。

それでは、条約が求めたのは「共謀」なのか。条約に基づく「立法ガイド」を見ると、conspiracy（共同謀議、陰謀）についての記述はあるが、complicity（共謀）とは書かれていない。この共同謀議、陰謀は、英米法に見られる考え方であり、計画に基づく準備行為を処罰するものである。一方の共謀は、犯罪計画への合意形成が処罰されるのであり、具体的現実的合意形成がなければ成立しないという法務省の説明は、条文をみる限り不十分であり、いわゆる「目配せだけ」議論になってしまうのである。

また、犯罪計画に当初加担しつつも自首をすれば刑が減免されるというのは、密告を奨励するのではないかという懸念もあげられているが、立法以後の運用状況を規制するにはいたっていないため、不安を解消していない。

### ■ 現在も危険な思想取締

戦前の横浜事件の例をあえて取り上げるまでもなく、明治憲法、治安維持法下

で見てきたように思想・言論統制は危険なのだ。日本国憲法が制定されたことによつて精神的な自由が保障されたにもかかわらず、これを脅かす動きがここ数十年相次いでいる。オウム真理教の教団としての犯罪行為を処罰するために、捜査当局はありとあらゆる手段を駆使することを公言していたし、憲法に抵触するような捜査活動に対しても、市民もメディアも異論を挙げてこなかった。このときは「例外」と考えられていたものが、いろいろな面で影響を及ぼしている。たとえば、自衛隊官舎へのビラ投入やトイレの反戦落書き、公務員による政党機関誌配布への有罪判決などもしかりだが、異論を排除する仕組みが改憲に向かつてじわじわと動きつつある。これらは共謀罪がなくても成立しているものであり、共謀罪が作られた後には、より、警察！公安関係の捜査に歯止めが利かなく恐れがある。

確かに、組織犯罪対処への要請があることは理解できるし、九・一一以後の国際情勢からはその説明が受け止められやすいのかもしれないが、現在の国際情勢の根本的な原因は第二次大戦以前の歴史につながっていく。これを解決しない限り、批判として行われる攻撃はなくなり、ないし、これを「テロリズム」と捕らえることにも問題がある。近代刑法の原則

を無視して共謀罪を創設することは、日本国憲法が保障してきた精神的条項を含むさまざまな人権を踏みこむものであり、改憲論議や有事法制などと併せたタリミングであることに相当の注意を払わなければならない。民主党もより抑制的な形として対案を出しているが、対案にも大きな問題がある。いずれにしても、新しい制度を導入する際には、きわめて慎重に、いろいろな側面を検討しておく必要がある。いま、共謀罪創設に異論を唱えられるのも日本国憲法が言論の自由を保障しているからである。将来、改憲で現憲法の前提が変わってしまったら、すべての法体系に悪影響が及ぶのであり、自由をめぐる議論すら危うくなる。現憲法がよいのは、異論を持ち、批判し、それらを表現する自由が保障されていることである。そもそも人間は心の中で何を思っているかと、いかに危険な思想を持つていようと自由であるし、またどれほど精神的な自由が保障されていない国であっても、処罰することはできない。だが、共謀罪はそれすらを処罰しようとしており、これを放棄することが危険なことは改憲を要望している人たちにも共通するのだ。

(たきた・やすなり、大学講師)

# 共謀罪導入が危険な理由

田北 康成

六月十八日、第百六十四回通常国会が閉幕した。幾度かの強行採決を目前としたぎりぎりの攻防の結果、共謀罪創設法案（犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案）が継続、閉会中審査となった。これは「話し合っただけで処罰」「めくばせだけでも合意形成」ということで少し話題になったが、市民生活に大きく影響し、非常に危険なものでありながら、大きな世論を喚起するまでには至っていない。

共謀罪が作られようとしている背景には、国際的な要請がある。一九九四年のナポリサミットで、国際的な組織犯罪に関する世界閣僚会議が開かれた。この二年前にイタリアマフィアを裁いた判事らが報復的に殺害されたことを契機として、越境的な組織犯罪対策に取り組むことを決定。九八年には国連総会決議で政府間特別委員会を設置し、二〇〇〇年に国際組織犯罪防止条約と三議定書（人身取引・密入国・銃器）を採択、日本もこれに署名した。

この法案は衆院解散による二度の廃案

を経て、昨年十月の特別国会に三度上程された。当初目的とされた「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」に加え、二度目の上程時には後に署名した「サイバー犯罪に関する条約」の趣旨を盛り込んだものとして生まれ変わっている。だが、三度目の上程以後、与党自民党が再修正案を出したほか、一時は民主党案を「丸呑み」しようとしたほど、法案の構成や国会審議の状況にも多くの問題を抱えている。

現在、共謀罪は国家公務員法の同盟罷業の共同謀議など、数限られた場合に処罰されるにすぎないが、今回の法案により創設される共謀罪の範囲は提出時法案では六百十九の罪に及ぶとされる。その対象となる広さもさることながら、一番の問題は実行行為がないままに処罰されることだ。犯罪は犯罪計画を「予備・陰謀（複数の謀議）」し、「未遂」あるいは「既遂」の段階で処罰対象となるのであり、計画をしただけでは一般的に処罰されない。現行刑法上で例外的に処罰されるのは、「予備」については「内乱」「殺人」であり、「陰謀」は「内乱」「外患誘致・

外患援助」「私戦（私人による外国との戦争）」についてである。また、この他に「通貨偽造」「支払カード電磁的記録不正作出偽造」や「凶器準備集合・結集」などが準備行為で処罰されるだけだ。

## ■法案のどこが危険なのか。

法務省の説明では、共謀罪創設は国際組織犯罪防止条約の批准のために国内法として整備することが必要だとしている。主に処罰対象となるのは、暴力団による組織的な殺傷事犯、悪徳商法のような組織的詐欺事犯、暴力団の縄張り獲得のための暴力事犯の共謀等だとされている。さらに、サイバー犯罪として、コンピュータウイルスの作成・提供・供用、取得・保管、わいせつ物の電磁的記録が処罰対象だとしている。そして、対象となるのは 1 死刑、無期、四年以上の懲役・禁錮に該当する重大な犯罪 2 団体の活動として犯罪実行のための組織により行うことを共謀した場合、団体の不正権益の獲得・維持・拡大の目的で行うことと共謀した場合 3 実行される危険性のある合意が成立した場合であり、「厳格な要件」で処罰するとされている。しかし、サイバー犯罪はともかくとして、この説明によれば、そもそもの目的とされている越境的（国際的）な要件が非常に